

農業の多面的機能の維持・発揮のための 地域活動や営農活動に対して支援します ～ 日本型直接支払制度 ～



26年度は予算措置として実施し、所要の法整備を行った上で、27年度から法律に基づき実施する予定です。

日本型直接支払制度の概要

多面的機能支払

農地維持支払

交付単価例：3,000円/10a(都府県・田)

多面的機能を支える共同活動※1を支援します。

※1

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等



- ① 農業者のみの活動組織でもOK(非農業者の参加を要件としない)
- ② 農業生産を営むために不可欠な基礎的な保全活動を支援とするなど、農業者が取り組みやすい制度です。



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

資源向上支払

交付単価例：2,400円/10a((共同活動)都府県・田)
4,400円/10a((長寿命化)都府県・田)

地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動※2を支援します。

※2

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・植栽による景観形成、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



植栽活動

※現行の農地・水保全管理支払を組替え・名称変更します

中山間地域等直接支払

交付単価例：21,000円/10a(田・急傾斜)

中山間地域等の条件不利地域(傾斜地等)と平地とのコスト差(生産費)を支援します。



中山間地域
(山口県長門市)

環境保全型農業直接支援

交付単価例：8,000円/10a(カバークロープ)

環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援します。



カバークロープ(緑肥)
の作付け

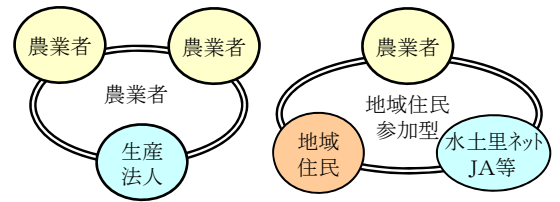
※5年後に支払の効果や取組の定着状況等を検証し、施策に反映します。

多面的機能支払（農地維持支払・資源向上支払）の概要

交付対象者（活動組織）

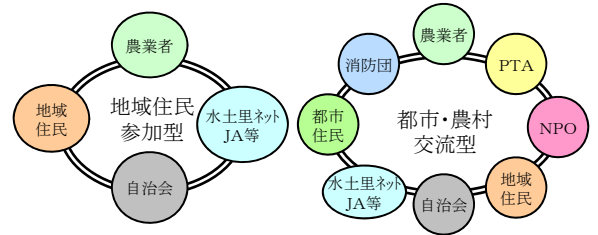
農地維持支払

- 農業者のみで構成される活動組織 又は 農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織
- 資源向上支払と同組織でも取組が可能



資源向上支払

- 地域住民を含む活動組織
- 農地・水保全管理支払と同様の組織（農地・水・環境保全組織を含む）で取組が可能



対象農用地

- 農振農用地区域内の農用地
- 農地維持支払については、地方公共団体が多面的機能の維持の観点から必要と認める農用地も対象

交付単価

国と地方公共団体の合計額

（単位：円/10a）

都府県	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同活動)(注)	計	③資源向上支払 (長寿命化)	①、②及び③に 取り組む場合
田	3,000	2,400 [1,800]	5,400 [4,800]	4,400	9,200
畑	2,000	1,440 [1,080]	3,440 [3,080]	2,000	5,080
草地	250	240 [180]	490 [430]	400	830
北海道	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同活動)(注)	計	③資源向上支払 (長寿命化)	①、②及び③に 取り組む場合
田	2,300	1,920 [1,440]	4,220 [3,740]	3,400	7,140
畑	1,000	480 [360]	1,480 [1,360]	600	1,960
草地	130	120 [90]	250 [220]	400	620

(注) 現行の農地・水保全管理支払の5年以上継続地区又は③の資源向上支払(長寿命化)に取り組む場合は75%単価([])の単価)を適用。

対象活動

農地維持支払



次の①及び②の双方に取り組む場合が支援対象です。

①地域資源の基礎的保全活動

主な活動例

点検・計画策定



施設点検



年度活動計画の策定

実践活動



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

研修



組織運営に関する研修



ため池の草刈り



農道の路面維持

②地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

- ・構造変化に対応した体制の拡充・強化
- ・保安全管理構想の作成 等



これからの農地、水路、農道などの保安全管理について、みんなで考えて体制を強化していこう！

活動の手順

① 活動組織の設立



② 活動計画書の策定



③ 協定の締結



④ 申請書類の提出



⑤ 活動の実施



⑥ 活動の記録・報告



平成26年度の
提出期限は、
12月末頃を予定



○従来の農地・水の活動組織でも、農地維持支払及び資源向上支払に取り組むことができます。

○活動組織は、農地維持支払及び資源向上支払で取り組む内容を話し合い、活動計画書を策定し、市町村と協定を結びます。

○活動計画及び協定の期間は、5年間です。

資源向上支払

(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動

主な活動例

① 施設の軽微な補修

機能診断



施設の機能診断

実践活動



水路のひび割れ補修

② 農村環境保全活動

啓発・普及



生き物調査による啓発

実践活動



植栽活動

③ 多面的機能の増進を図る活動

防災・減災力の強化



田んぼダム(田んぼに降った雨を、排水口を絞り、ゆっくり排水。一時的に水を貯め、洪水被害を軽減)

農村環境保全活動の幅広い展開



水田魚道の設置

(注) 上記③の活動に直ちに取組めない地区については、交付単価の5/6を乗じた交付金を受けて①及び②の活動に取り組むことも可能

(2) 施設の長寿命化のための活動

- 農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を実施

主な活動例

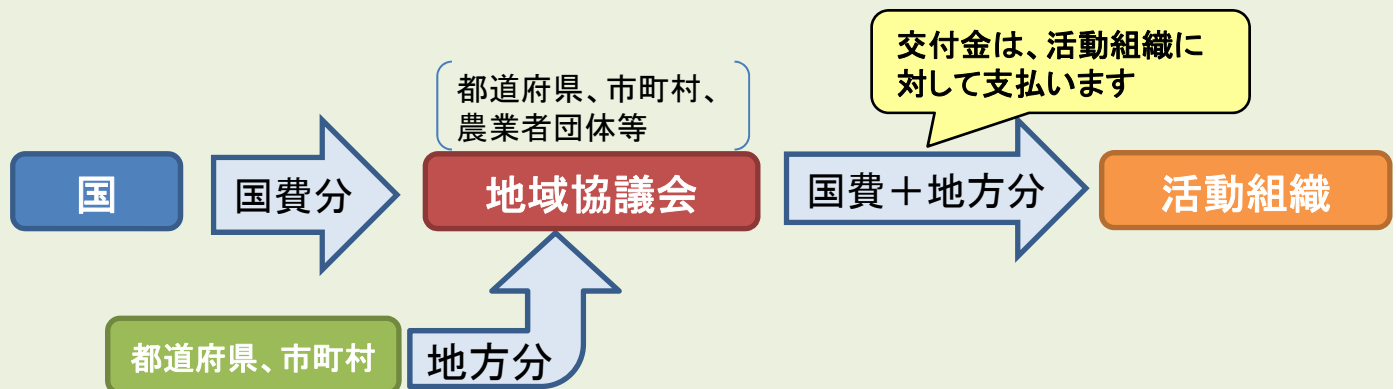


老朽化した水路壁のコーティング



未舗装の農道をアスファルトで舗装

交付ルート



○平成26年度は、農地維持支払・資源向上支払(共同活動、長寿命化)ともに、国から地域協議会へ交付します(交付ルートを一本化)。

詳細については、各地方農政局農地整備課(北海道においては北海道農政事務所農政推進課、沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局土地改良課)までご連絡ください

中山間地域等直接支払交付金の概要

- この制度では、農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等で、農地を維持・管理する取決めとなる協定を締結し、それにしたがって行われる農業生産活動等を支援するため、面積規模等に応じ一定額を交付します。

対象地域等

(1) 対象となる地域

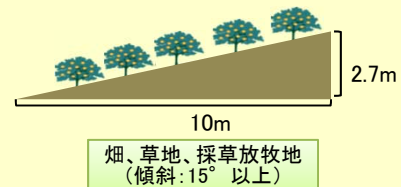
- 山村振興法、過疎法など地域振興立法の指定地域
- 都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

(2) 対象農用地の基準

傾斜度等を満たすことが要件で、それによって交付単価も異なります

<傾斜地基準>

① 急傾斜地



② 緩傾斜地

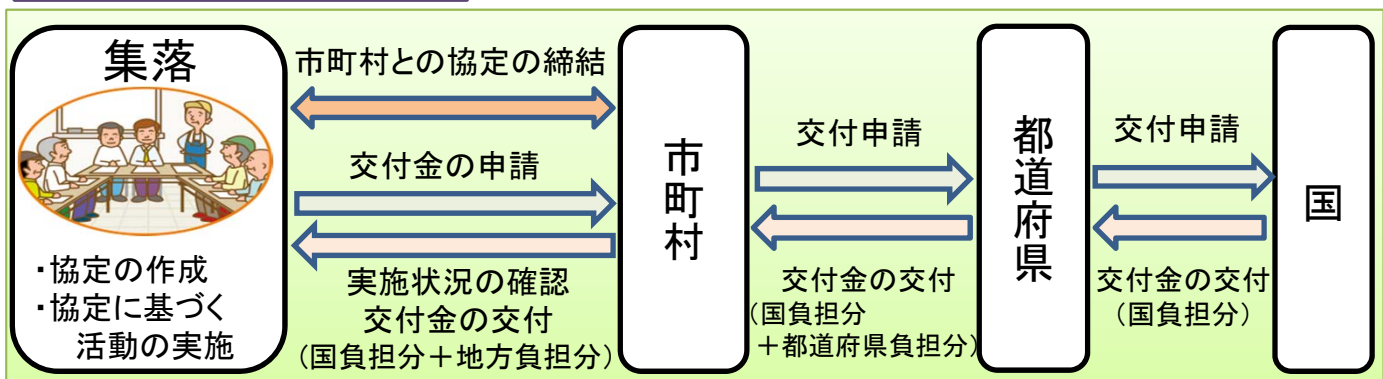


- 小区画・不整形な田、高齢化等の高い集落の農地、草地比率の高い草地等
- 都道府県知事が特に定める基準に該当する農用地

交付単価

田	急傾斜21,000円／10a	緩傾斜8,000円／10a
畑	急傾斜11,500円／10a	緩傾斜3,500円／10a
草地	急傾斜10,500円／10a	緩傾斜3,000円／10a
	草地比率の高い草地1,500円／10a	等

交付金交付までの流れ



活動内容

①農業生産活動等を継続するための活動：基礎単価（単価の8割を交付）

農業生産活動等を継続するための基礎的な活動



【周辺林地の管理】



【水路の簡易補修】



【景観作物の作付】

②体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（単価の10割を交付）

将来に向けて農業生産活動を継続するためのより前向きな取組

例：機械・農作業の共同化、高付加価値型農業の実践、地場産農産物等の加工販売等、



【機械の共同化】



【棚田農業体験】



【地場農産物の直売】

☆①と②の活動を両方実施すると、交付単価の満額を受け取ることができます。

○ 上記以外の特別な活動を行うことで、加算措置を受けることができます

	規模拡大加算	土地利用調整加算	小規模・高齢化集落支援加算	法人設立加算	集落連携促進加算
単価	田：1,500円/10a等	田・畑：500円/10a	田：4,500円/10a等	田：1,000円/10a等	2,000円/10a
概要	担い手に利用権設定等した面積に加算	農地の利用調整について話し合い、担い手に利用権設定等を行う場合、協定面積全体に加算	協定集落が、小規模集落の農地を取り込み、農業生産活動等を行う場合に、新たに取り込んだ面積に加算	集落営農等を法人化する際に協定面積全体に加算	集落同士が連携して新たな人材呼び込み等の活動を行う場合に協定面積全体に加算

制度のポイント

- 交付金の使途に制限はなく、協定参加者の合意により、共同取組活動、個人への配分割合を決めることができます。
- 本交付金と併せて、平成26年度から実施予定の多面的機能支払交付金にも取り組むことができます。

詳細は、農林水産省農村振興局中山間地域振興課（☎03-3501-8359）に御相談ください。

ホームページで詳しい情報をご覧ください

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/index.html

環境保全型農業直接支援対策の概要

交付対象者

- 農業者(法人含む)、共同販売経理を行う集落営農、農業者グループ

農業者等の要件

- エコファーマー認定を受けていること※、農業環境規範に基づく点検を実施していることが要件です。

※共同販売経理を行う集落営農、有機農業に取り組む農業者等については、エコファーマー認定に関する特例措置を利用することができます。

対象農地

- 農業振興地域内の農地
- 生産緑地地区内の農地

交付単価

化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組と対象取組を組み合わせて実施した場合の支援単価は以下の通りです。

	対象取組	10アール当たりの支援単価 (国と地方の合計)
全国共通取組	カバークロープ	8,000円
	堆肥の施用	4,400円
	有機農業 (うちそば等雑穀・飼料作物)	8,000円 (3,000円)
地域特認取組	対象取組や支援単価は、承認を受けた都道府県により異なりますので、詳細については都道府県、市町村にお問い合わせください。	

支援内容

1. 地球温暖化防止に効果の高い営農活動への支援

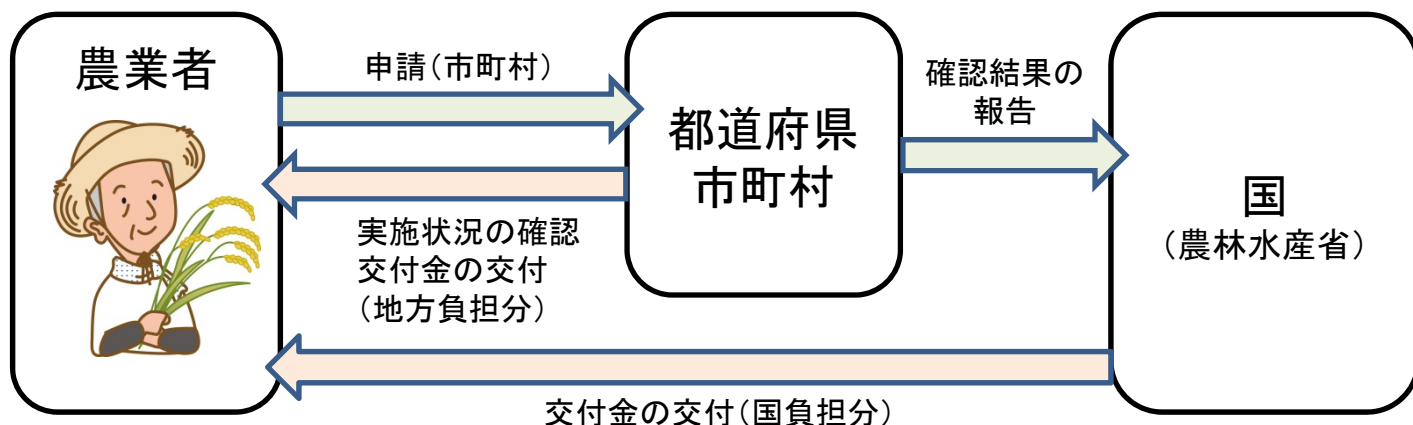
全国共通取組		地域特認取組※例
 <p>【カバークロップ】</p> <p>5割低減の取組の前後のいずれかに緑肥等を作付けする取組</p>	 <p>【堆肥の施用】</p> <p>5割低減の取組の前後のいずれかに炭素貯留効果の高い堆肥を施用する取組</p>	 <p>【リビングマルチ】</p> <p>5割低減の取組を行う作物の畝間に麦類や牧草等を作付けする取組</p> <p>など</p>

2. 生物多様性保全に効果の高い営農活動への支援

全国共通取組		地域特認取組※例
 <p>【有機農業】</p> <p>化学肥料・農薬を使用しない取組</p>	 <p>【冬期湛水管理】</p> <p>5割低減の取組の前後いずれかで冬期間の水田に水を張る取組</p> <p>など</p>	

※地域特認取組は、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して支援の対象とする取組です。対象となる取組については都道府県、市町村にお問い合わせください。

手続きの流れ



お問い合わせ先：生産局 農産部 農業環境対策課 環境直接支払班 ☎03-6744-0499